

川中島町住民自治協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、川中島町住民自治協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域住民の生活環境の保持・改善、文化・福祉の向上に努め、住民相互の交流と親睦を図り、豊かで住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

2 本会は、前項の目的達成のため、長野市と「長野市及び住民自治協議会の協働に関する条例」（平成21年3月30日長野市条例第2号）第4条に規定する協定（以下「協定」という。）を締結する。

(事業)

第3条 本会は、前条第1項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 長野市との協定に基づく必須、選択事務に関すること。
- (2) 住民の意見や要望を把握し、行政に反映させること。
- (3) 防災・防火に関すること。
- (4) 福祉や健康に関すること。
- (5) 地域の活性化や振興に関すること。
- (6) 防犯・交通安全に関すること。
- (7) 生活環境の保全や美化に関すること。
- (8) 人権教育・男女共同参画に関すること。
- (9) 子育てや青少年健全育成に関すること。
- (10) 文化・教養やスポーツに関すること。
- (11) 地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。
- (12) その他目的達成のために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、地域に居住する住民及び地域内で活動する各種団体等とする。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、長野市川中島町公民館施設内（川中島町今井 1762-1）に置く。

第2章 組織

(組織)

第6条 本会に、評議員会、理事会及び部会を置く。

2 必要に応じて、理事会の決議により特別委員会等を置くことができる。

(評議員会)

第7条 評議員会は、すべての評議員をもって構成し、本会の最高議決機関であって、毎年1回通常開催するほか会長が必要と認めた場合、または、評議員の3分の1以上の請求があった場合には、臨時評議員会を開催する。

2 評議員会は、次の事項を行う。

- (1) 事業計画及び予算の決定に関すること。
- (2) 事業報告及び決算の承認に関すること。
- (3) 理事（会長及び副会長含む）、監事の選任に関すること。
- (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他、本会に関する基本的な事項及び重要事項に関すること。

3 前項の審議事項で、やむを得ない事情により評議員会の開催ができないときは、その審議及び決定を理事会に委任することができる。ただし、この場合、直後に開催される評議員会に報告しなければならない。

4 評議員会の議長は、会議に出席している評議員の互選により選出する。

(理事会)

第8条 理事会は、すべての理事をもって構成し、必要な都度、会長が招集する。

2 理事会は、次の事項を行う。

- (1) 事業計画、予算、事業報告及び決算を評議員会に上程すること。
- (2) 理事（会長及び副会長含む）及び監事の選出に関すること。
- (3) 事務局長の選任に関すること。
- (4) 部会間の調整及び事業の進行管理に関すること。
- (5) 補助機関としての特別委員会等の設置に関すること。この場合、特別委員会等の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- (6) 評議員会がやむを得ない事情で開催できない場合、その機能を代行すること。
- (7) その他評議員会の議決を要しない会務の執行に関する事項を定めること。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(部会)

第9条 部会は、第2条の目的達成のための実行機関として、第3条の事業を遂行するための活動をする。

2 部会は、会員の中から、会長が委嘱する部会員をもって構成する。

3 部会の運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第3章 評議員

(評議員の選任及び定数)

第10条 評議員は、次に掲げる者から評議員会の決議により選任された者とする。

- (1) 住民の代表者
- (2) 部会の代表者

- (3) 学識経験者
- (4) 各種団体等の代表者

2 評議員の定数は、60名以内とする。

3 評議員は、理事、監事を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任された日から2年間とする。ただし、再任は妨げない。なお、補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、任期が終了した場合でも、後任者が選任されるまでの間は、引き続きその任務を務める。

第4章 役員等

(役員の設定及び選任)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以内
- (2) 監事 4名

2 理事は、次に掲げる者から選出された者とする。

- (1) 区長
- (2) 部会長
- (3) 特別委員会等委員長
- (4) 学識経験者

3 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

4 監事は、理事を兼ねることはできない。

5 理事のうち1名を会長、会長以外の理事のうち4名を副会長とし、理事会の決議により選出する。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 理事は、理事会を構成し、本会則で定めるところにより、職務を執行する。

(2) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(4) 監事は、業務執行状況及び財産状況を年1回以上監査し、理事会及び評議員会に報告するとともに、必要があると認めるときは意見を述べるものとする。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は、選任の日から1年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員は、任期が終了した場合でも後任者が選任されるまでの間は、引き続きその職務にあたる。

3 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第15条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議により会長が委嘱する。
- 3 その任期は、2年とする。

第5章 会議

(会議の招集)

第16条 会議は、会の長が必要と認めたときに開催する。また、その会議の構成員の過半数の請求があった場合は、速やかに会議を招集する。

(定足数等)

第17条 会議は、その会議の構成員の過半数を超える者の出席によって成立する。

- 2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。なお、委任者の特定がない場合は、会議の議長に委任したものとみなす。
- 3 評議員会及び理事会の決議は、出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 4 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 5 前項の規定により表決した者は、同条第1項及び第3項の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

第6章 事務局等

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議により選任し、会長が任命する。
- 4 事務局職員は、本会が雇用する
- 5 事務局及び職員について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(ボランティアセンター)

第19条 本会に、ボランティアセンター（以下「ボラセン」という。）を設置する。

- 2 ボラセンには、センター長を置く。
- 3 センター長は、理事会の決議により選任し会長が任命する。
- 4 ボラセンの運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 会計

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、補助金、交付金、寄附金その他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

(会計及び事業年度)

第 21 条 本会の会計及び事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第 22 条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿等を整備する。

2 第 4 条の会員は、正当な請求によって帳簿等を閲覧することができる。

第 8 章 その他

(雑則)

第 23 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規則等に関しては、理事会で定める。

附 則

この会則は、平成 19 年 12 月 15 日から施行する。

(本会の設立時に就任した評議員及び役員等の任期は、次回の評議員会の開催日までとする)

附 則

この会則は、平成 22 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 26 年 3 月 4 日改正、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 29 年 1 月 14 日改正、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年 12 月 20 日改正、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、令和 3 年 4 月 13 日から適用する。

附 則

この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条評議員会、第 8 条理事会、第 10 条評議員の選任及び定数及び第 12 条役員の設置及び選任に関する各改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。